

保護者の皆様へ

## 重要・保存版

京都市立西京極中学校  
校長 東郷 伸也

## 【訂正版】台風や地震に対する非常措置について(お知らせ)

「京都市」（テレビ・ラジオでは、「京都南部」・「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に、台風などにより「特別警報（大雨、暴風など全種類）」または「暴風警報」が発令された場合、「震度5弱以上」の地震が発生した場合、本校では下記のような措置をとります。非常時にはテレビ・ラジオ・インターネット等の報道に十分注意して行動してください。

## 1 特別警報（大雨、暴風など全種類）について

- (1) 警報発令が登校時間より前の場合は、警報が解除されるまでは命を守る行動をとることを最優先し、登校を見合せ、自宅待機させてください。

深夜0時までに解除になった場合	5校時(12:55)から始業	給食X
深夜0時現在、特別警報発令中の場合	臨時休業	給食X

- (2) 警報が在校中に発令された場合は、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況などに十分考慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

## 2 暴風警報について

- (1) 警報発令が登校時間より前の場合は、警報が解除されるまでは命を守る行動をとることを最優先し、自宅待機させてください。

- (2) 警報が解除された場合

午前7時までに解除になった場合	平常授業(8:25始業)	給食○
午前9時までに解除になった場合	3校時(10:25)から始業	給食○
午前11時までに解除になった場合	5校時(12:55)から始業	給食X
午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業	給食X

- (3) 警報が在校中に発令された場合は、「特別警報」の場合と同様です。

## 3 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

- (1) 水害の避難勧告等について

本校の校区である西京極学区は、「天神川・御室川・宇多川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。西京極学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

## 【参考】避難勧告等の名称について（学区ごとに発令されます）

※ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合せ等）を取る場合があります。

避難勧告等の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況</li> <li>・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により人的被害が発生する可能性が高まり避難行動を開始する必要がある状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況</li> </ul>
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始</li> <li>・速やかな避難に向けた準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立退き避難</li> <li>・屋内安全確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立退き避難をしそびれた者の立退き避難</li> <li>・立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動</li> </ul>

#### 4 地震発生について

##### (1) 登校前に発生した場合

京都市内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、基本的に臨時休業とします。

下校後、深夜0時までに発生した場合	翌日が臨時休業
深夜0時以降、登校までに発生した場合	当日が臨時休業
休業日、休業前日に発生した場合	原則として休業明けの登校日を臨時休業

なお、安全が確認でき、授業等を実施できると判断した場合は、学校ホームページやPTAメール配信により、連絡をします。

##### (2) 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

ただし、「集団下校」を希望される家庭については、通学路の安全を確認しながら、教職員引率の元「集団下校」の対応を取ります。なお、家屋の倒壊や交通面での危険性など、安全が十分確保できず、「帰宅困難」と判断した場合は学校まで連れ戻ります。その際は家庭連絡させていただき、後の対応を相談させていただきます。（この場合引き渡しを基本とします）

#### 5 家庭での啓発

災害時には、急な行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るために「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いいたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。